

8月1日から 国民健康保険被保険者証が更新されます

国保年金課 ☎ (93) 4083

現在、使用している保険証が更新されます。今年から、保険証の色が藤色（薄紫色）に変更になりました。新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。



- 注意事項
- 保険証は6月18日現在のデータで作成しています。6月19日以降に脱退などの手続きした場合は、市から届いた保険証は使用できませんので注意してください。
 - 簡易書留で郵送しますので、受け渡しは手渡しで受領印（または署名）が必要になります。不在の場合は不在連絡票が投函されますので、不在連絡票記載の連絡先に問い合わせてください。

- 国民健康保険税の滞納がある世帯などは「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。
- 70歳以上の被保険者には、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。大きさが異なっていた高齢受給者証は、平成30年度から国民健康保険被保険者証に一体化していますので、保険証に負担割合が記載されます。

国民健康保険税納税通知書を発送します

国保年金課 ☎ (93) 4084

国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに納税通知書を7月12日（金）に発送します。納税通知書が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を世帯の加入者ごとに計算し、合算した額になります。

	① 医療保険分	②後期高齢者支援金分	③ 介護保険分
賦課限度額	58万円	19万円	16万円
所得割	加入者全員の課税総所得金額（※）× 6.8％	加入者全員の課税総所得金額（※）× 1.7％	40～64歳の加入者の 課税総所得金額（※）× 1.5％
均等割	加入者数 × 1万8、500円	加入者数 × 7、000円	40～64歳の加入者の 加入者数 × 1万2、000円
平等割	一世帯につき3万円	—	—

※前年中の総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた金額です。
40～64歳の方は、①医療保険分と②後期高齢者支援金分と③介護保険分の合算です。（賦課限度額は93万円）
39歳以下、65歳～74歳の方は、①医療保険分と②後期高齢者等支援分の合算です。（賦課限度額は77万円）

国民健康保険税の軽減措置

均等割・平等割の軽減措置

所得により7割、5割、2割の減額制度があり、所得の状況により軽減されます。所得の申告がない場合は対象になりません。

75歳以上の人と同居する人への軽減措置

75歳以上の人（65歳以上で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた人を含む）は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになります。それに伴い、国民健康保険に引き続き加入する同居者の保険税負担が急に増えることがないように、軽減されます。所得の申告がない場合は対象になりません。

非自発的失業者の軽減措置

- 対象 次のいずれかに該当し、失業等給付を受ける人です。
 - 特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）
 - 特定理由離職者（雇止めなどによる離職）
- 軽減額 前年給与所得を100分の30とみなして算定し、保険税を軽減します。
- 軽減期間 離職の翌日から、翌年度末までです。次のことに注意してください。
 - 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
 - 国民健康保険加入中は、期間の途中で就職しても引き続き軽減の対象になりますが、会社などの健康保険に加入するなどして、国民健康保険を脱退すると終了します。
- 申込み 雇用保険受給資格者証と印鑑、身分証明書を持参し、国保年金課窓口で手続きをしてください。

特別徴収（年金天引き）になる人

- 世帯主が特別徴収の対象の場合、家族の保険税は、世帯主が受給する年金から納めることになります。
- ただし、次の条件を全て満たしていない場合、または世帯主が75歳に到達する年度は、納付書または口座振替での納付になります。
- 世帯主が国民健康保険に加入している
 - 世帯主が年金（年額18万円以上）を受給している
 - 世帯主と国民健康保険に加入している家族全員が、65歳以上74歳までである
 - 介護保険料と国民健康保険税を合算したとき、年金受給額の2分の1を超えない
- ※新たに特別徴収となる人には通知します。

国民年金保険料の免除・納付猶予など

国保年金課 ☎ (93) 4085

経済的な理由で保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる場合があります。

- 種類 ①免除制度（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）
②納付猶予制度 ③学生納付特例
- 保険料免除の承認期間 ①～②7月～翌年6月まで ③4月～翌年3月まで
- 審査対象 ①免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主
②免除申請者本人（50歳未満の人のみ）、申請者の配偶者
③免除申請者本人（学生のみ）
- ※①～③前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。
- 申込み 次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。
 - 印鑑（本人が署名するときは不要）
 - 今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
 - 学生は、学生証または在学証明書
- その他 免除申請を行うには、所得の申告が必要です。前年度に全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続希望する人は、申請不要で審査を受けられます。

国民年金保険料の追納制度

問い合わせ先 国保年金課 ☎ (93) 4085
幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金の受け取る金額が少なくなります。そこで10年以内であれば、保険料の追納（後払い）ができます。追納の申し込みは、年金事務所または国保年金課窓口で受け付けています。